

第1 Kyoto University International Undergraduate Program (Kyoto iUP) (以下「吉田カレッジ構想」という。)の実施に関する業務を円滑に行うため、京都大学に吉田カレッジ構想実施準備室(以下「実施準備室」という。)を置く。

第2 実施準備室は、吉田カレッジ構想の実施に関し、必要な業務を行う。

第3 実施準備室は、次の各号に掲げる室員で組織する。

- (1) 教育担当の理事
- (2) 国際高等教育院長
- (3) 国際高等教育院の教授又は准教授 若干名
- (4) 国際教育支援室の専門業務職員 若干名
- (5) 教育推進・学生支援部及び国際高等教育院事務部の事務職員 若干名
- (6) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号から第6号までの室員は、総長が委嘱する。

第4 実施準備室に室長、副室長及び幹事を置く。

2 室長は、第3第1項第1号の室員をもって充て、実施準備室の業務を総括する。

3 副室長は、室長が指名する室員をもって充て、室長を補佐するとともに、必要な連絡調整を行う。

4 幹事は、室長が指名する室員をもって充て、室長の命を受け、実施準備室の事務を遂行する。

第5 実施準備室に、吉田カレッジ構想における予備教育の履修者の選抜に関し必要な事項を審議するため、予備教育履修者選抜専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 国際高等教育院の教授又は准教授 若干名
- (2) 学部の教授又は准教授 若干名
- (3) 国際教育支援室の専門業務職員 若干名
- (4) 教育推進・学生支援部の事務職員 若干名
- (5) その他室長が必要と認める者 若干名

3 前項の委員は、室長が委嘱する。

4 第2項の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6 専門委員会に委員長を置き、第5第2項の委員のうちから室長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第7 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第8 専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第9 専門委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会には、必要に応じて第5第2項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
- 3 前項の規定により部会に加えられる委員は、室長が委嘱する。
- 4 前各項に規定するもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

第10 第5から第9までに定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

第11 実施準備室に関する事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。

第12 この要項に定めるもののほか、実施準備室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成29年6月13日から実施する。